

# 「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会規約

令和2年1月22日 決定

令和2年4月1日 改正

## (名称)

第1条 本会は、「長良川の鵜飼漁の技術」保存活用協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を岐阜市及び関市に置く。

## (目的)

第3条 協議会は、平成27年3月2日に国の重要無形民俗文化財に指定された「長良川の鵜飼漁の技術」の保存活用の推進を目的とする。

## (事業)

第4条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「長良川の鵜飼漁の技術」の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定及び更新。
- (2) 保存活用計画に位置付けられた施策。
- (3) 「長良川の鵜飼漁の技術」の保存活用に係る調査研究。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業。

## (組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

## (役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 役員は、委員の互選により選任する。

## (役員の仕事)

第7条 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員が退任した時、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。

- (1) 役員選任に関する事。
- (2) 事業計画の策定に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (5) 保存活用計画の策定及び更新に関する事。
- (6) 前各号までに掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

- 3 協議会の総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知を受けた事項について、書面をもって表決し、又は委員が所属する団体等の者を指名して代理出席させることができる。この場合において、第3項及び前項の適用については総会に出席したものとみなす。

- 6 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、協議会の総会を招集する暇がないと認めるときは、前条第2項各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会に報告し、その同意を求めなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課及び関市協働推進部文化課に置く。

- 2 事務局長は、岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課長をもって充てる。
- 3 副事務局長は、関市協働推進部文化課長をもって充てる。
- 4 前3項に掲げるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日が属する年度においては、当該施行の日）に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計年度に属すべき出納の整理期間は、当該会計年度の末日の翌日から2か月を経過する日までとする。

(オブザーバー)

第13条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会が実施する事業について意見を述べることができる。
- 3 オブザーバーは、会長が委嘱する。

(附属機関の指導)

第14条 協議会は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年3月27日条例第7号）及び関市附属機関設置条例（平成25年12月25日条例第68号）が設置する岐阜市及び関市の附属機関に対し、協議会が実施する事業について指導を求めることができる。

(解散)

第15条 協議会は、第3条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決により解散する。

(残余財産の帰属)

第16条 協議会が解散する場合において有する残余財産については、岐阜市及び関市に帰属するものとする。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年1月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係） 協議会委員一覧

岐阜長良川鵜飼保存会会長
小瀬鵜飼保存会会長
岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課長
関市協働推進部文化課長
岐阜市ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長
関市産業経済部観光課長
学識経験者